

東大和市食品ロス削減(食べ切り売り切り)協力店登録基準

1 目的

本事業の目的は、本来、食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品（以下「食品ロス」という。）を削減するための取組を実践する事業者を、東大和市食品ロス削減協力店として登録し、広く市民等へ周知することにより、市民、事業者双方の食品ロス削減に向けた意識啓発を図るとともに、売れ残りなどの事業系食品廃棄物の削減を図ることを目的とする。

2 定義

東大和市食品ロス削減協力店とは、飲食店及び食品(生鮮食品、加工食品等)を東大和市内の店舗で販売し、下記に示す登録要件を満たす店舗をいう。

3 登録要件

東大和市食品ロス削減(食べ切り売り切り)協力店に登録できる事業者は、下記の基本要件に加え、取組要件を2個以上実施しているものとする。

【基本要件】

日頃から、食品ロス削減に関し積極的に取組み、廃棄物を適正に処理している東大和市内の飲食店及び食品(生鮮食品、加工食品等)を販売している店舗であること。

【取組要件】

- (1) 小盛りメニューやーフサイズメニュー等の導入
- (2) 持ち帰り希望者への対応（持ち帰り可能な食品に限る）
- (3) 完食(食べ残しなし)した顧客に対する特典(ポイント等の付与、割引など)
- (4) 食べ残しを減らすための呼びかけ、ポスター掲示等の啓発活動の実施
- (5) 量り売り、ばら売り、小容量販売等の導入
- (6) 賞味期限及び消費期限が間近な食料品の割引販売
- (7) 食材使いきりレシピ等の紹介
- (8) フードバンク活動への協力又は、フードドライブ(常設)の実施
- (9) 賞味期限や消費期限、てまえどり等に関する理解や啓発活動の実施
- (10) その他、食品ロスの削減へつながる取組みとして市が認めるもの

4 登録方法

別紙、東大和市食品ロス削減(食べ切り売り切り)協力店登録届(様式1)を、市へ提出する。

市は、提出された登録届の内容を確認し、不備等がない場合これを受理し、東大和市食品ロス削減(食べ切り売り切り)協力店登録証(様式4)を交付し、登録台帳に登録内容を記載

する。

5 登録内容の変更・解除

- (1) 登録者は、その登録の内容に変更を生じたときは、東大和市食品ロス削減(食べ切り売り切り)協力店登録変更届(様式2)を市へ提出する。
- (2) 登録者の取組が要件を満たさなくなったり施設又は店舗等を廃止するときなど、登録を取りやめる場合は、東大和市食品ロス削減(食べ切り売り切り)協力店登録解除依頼届(様式3)を市へ提出するものとする。
- (3) 市は、提出された東大和市食品ロス削減(食べ切り売り切り)協力店登録解除依頼届及び登録解除依頼届の内容を確認し、不備等がない場合、これを受理し、登録の内容変更または登録解除を行う。

6 登録の取り消し

次の事由に該当すると判断した場合は、市は登録者の許可なく登録の取消しを行うことができる。

- (1) 登録の情報または取組について虚偽または、実態に即していない事項を掲載した場合
- (2) 当該事業の目的等に反する事象が認められた場合
- (3) その他、市が適当でないと判断した場合

7 調査への協力

市は必要に応じ、登録者の各店舗における取組状況等について調査を行い、登録者は、市の行う調査に協力するものとする。

8 取組み事例の公表

市は、東大和市食品ロス削減(食べ切り売り切り)協力店で実施している取組み内容の内、目的の達成に向けて特に効果的と思われる取組みについて、公表できるものとする。